

## [事案 22-130] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 23 年 7 月 27 日 裁定終了

### <事案の概要>

銀行員（募集人）の誤説明および説明不十分により、商品内容を誤解して変額個人年金に加入したとして、契約を取り消し既払込保険料を返還してほしいと申立てがあったもの。

### <申立人の主張>

平成 20 年 6 月、銀行の窓口で、1,000 万円を普通預金にしておくのは勿体ないと言われ、変額個人年金を勧められ加入した。その際、下記のとおり、リスク面についての説明が不十分であったり、誤った説明があったので、契約を取り消し一時払保険料 1,000 万円の返還と、これを普通預金に預けていた場合に得られた利息を支払ってほしい。

- (1) 銀行員（募集人）は、パンフレットのグラフを見せつつ、時の経過とともに運用成績が上昇するとの趣旨の説明をした。
- (2) 募集人は、「まず上がると思っていいんですね」との問いに対し、「はいそうです」と、はっきり回答した。
- (3) 現実に 200 万円程度の下げ幅が生じたが、契約時、募集人による同程度のリスクの説明なかった（ここまでリスクが高いことが分かっていたら契約していなかった）。
- (4) 募集人は、重要（注意）事項を申立人に読ませずにチェックさせ、契約申込書に記入させた。

### <保険会社の主張>

下記のとおり、申立人が主張するような説明は行っておらず、募集資料を使用して適切な説明をしているため、申立人の請求に応ずることは出来ない。

- (1) 募集人は、時の経過とともに運用成績が上昇するとの説明はしていない。
- (2) 募集人は、運用成績の上昇に関し、断定的な答えをしていない。
- (3) 募集人は、リスクにつき、パンフレットおよび契約締結前交付書面を使用し、最低保証がない旨説明した。さらに、元本割れおよび為替変動による価格の影響を説明した。
- (4) 募集人は「意向確認書」の項目を一つずつ読み上げた上でチェックしていただいた。
- (5) 普通預金においておくのは勿体ないとの表現はしておらず、1,000 万円という金額は申立人自らが決定した。

### <裁定の概要>

申立人の請求の法的根拠は明らかではないが、裁定審査会では、要素の錯誤による無効を主張するものと解し、当事者双方から提出された書面の内容および申立人、募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理した。

審理の結果、下記の事実を総合斟酌すれば、募集人は本件商品のリスクにつき、募集資料を用いて適正に説明したと推認することができ、この推認を覆すような特段の事情は存在しない。また、申立人が契約当時 30 歳代であること等を考え併せると、申立人の理解力・判断能力は十分であったと考えられることから、申立人の主張する錯誤の存在を認めるこ

とはできず、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

- (1) 申立人は、「重要事項確認書」の本件商品に関する 24 項に及ぶ確認事項につき、自ら全て「はい」の欄にチェックを付し、自署している。その確認事項の中には、「預金とは異なり元本保証ではないこと」、「商品の特徴、仕組み、投資リスク」、「特別勘定の資産の運用実績により、将来の保険金等が変動すること」が含まれている。
- (2) 申立人は、「意向確認書」の「特に確認いただきたい事項について」の各事項につき、自ら全て「はい」の欄にチェックを付し、自署している。その確認事項の中には、『運用実績に応じて積立金額・解約返戻金額・年金額・死亡保険金額が変動すること』、『運用期間中の投資リスクはお客様に帰属すること』をご理解いただくとともにご了解いただきましたか。特に投資リスクおよび当商品の特徴について、『契約締結前交付書面』等によってお客さまの投資経験に応じた説明を受け、十分にご理解いただくとともにご了解いただきましたか、および「(中略)、『途中で解約した場合の解約返戻金額は、運用実績および諸費用の控除により一時払保険料を下回る可能性があること』をご理解いただくとともにご了解いただきましたか」が含まれている。
- (3) 募集人は、申立人を 3 回訪問しているが、契約申込日には 1 時間半から 2 時間かけて説明している。
- (4) 申立人自身、事情聴取において、運用が悪くなれば金額が低くなることは認識していたと認め、下がり幅がこれほど大きく(200 万円を超える)なるとは思っていなかった、と述べるが、募集人が 200 万円以上は下がらないと言った事実はないことも認めている。

【参考】民法 95 条（錯誤）

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。